

令和6年5月28日
都市整備政策部
都市デザイン課

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第3期）の骨子案について

1 主旨

令和7年度からの次期「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」の策定に向け、学識経験者及び区民等が委員となる、世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会（以下「審議会」という。）における審議等を踏まえながら検討を進めてきた。このたび、ユニバーサルデザイン推進計画（第3期）の骨子案を取りまとめたので報告する。

2 これまでの経緯

令和5年	9月	特別委員会報告（推進計画策定の報告） 区民意見交換会（区民意見の詳細 別紙参考資料のとおり）
	11月	審議会（第2期計画振り返り）
	12月	審議会（骨子案たたき台検討）
令和6年	2月	審議会（骨子案検討）
	4月	審議会（骨子案の確定）

※特別委員会：公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会

3 骨子案の概要について（別紙参照）

令和7年度から令和16年度を計画期間とする次期推進計画の策定にあたって、社会の変化や課題を捉えながら見直しの方針を整理し、第3期計画の基本理念と取組方針を以下のとおりとした。今後、素案作成に向け、区民意見等を踏まえながら個別のユニバーサルデザイン推進事業も含めた検証を進めていく。

（1）第3期計画の考え方【骨子案 第2章】

1）社会の変化

- ①ハード面のユニバーサルデザイン整備
- ②心のバリアフリーの取組み
- ③「新しい生活様式」の浸透
- ④少子高齢化、外国人居住の増加等
- ⑤「世田谷区移動等円滑化促進方針」の策定
- ⑥障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の義務化
- ⑦大規模災害の発生

2) 課題

①社会的課題

- ・ 公平・平等な社会参加を推進するための社会的障壁の除去
- ・ ICTの普及に伴う配慮
- ・ 心のバリアフリーの普及
- ・ ユニバーサルデザイン推進における区民等との協働

②ユニバーサルデザイン推進事業の取組み

- ・ ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）における、施策・事業のスパイラルアップ
- ・ 区民参加と協働の推進
- ・ ユニバーサルデザイン推進事業所管との連携

3) 第3期に向けた、推進計画の見直し方針

- ・ だれもが公平・平等に利用でき、社会参加できるように、社会的障壁の除去に取り組む
- ・ 地域の一体的なユニバーサルデザイン整備に取り組む
- ・ 区民等への情報発信等に取り組む
- ・ 区民等の参加と協働の機会の創出に取り組む

(2) 計画の基本理念・取組方針・施策【骨子案 第3章】

1) 基本理念

社会における様々な障壁（バリア）をなくすにとどまらず、すべての区民の基本的な人権が尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に公平・平等に参加できるまちづくりをめざす。

2) 基本理念を実現する取組方針

取組方針1：だれもが利用できるユニバーサルデザインのまちづくり

取組方針2：ユニバーサルデザインによる情報の発信・取得

取組方針3：参加と協働でユニバーサルデザインのまちづくり

3) ユニバーサルデザイン推進事業のイメージ

(素案作成に向け検討)

4 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|------|-----|------------------------------------|
| 令和6年 | 6月 | 区民意見交換会 |
| | 7月 | 審議会（素案検討） |
| | 9月 | 特別委員会報告（素案の報告）
区民意見募集の実施 |
| | 11月 | 審議会（案の検討） |
| | 12月 | 答申 |
| 令和7年 | 2月 | 特別委員会報告（案の報告、区民意見の結果報告）
第3期計画策定 |

世田谷区

ユニバーサルデザイン推進計画 (第3期) 骨子案

—だれもがユニバーサルデザインの視点と
心でまちづくり—

令和6年5月

世田谷区

目次

第1章	はじめに	2
1-1	策定の背景	2
1-2	推進計画とは	3
1-3	目的	3
1-4	計画の位置付け	4
1-5	計画の期間	5
第2章	世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)の考え方	6
2-1	社会の変化	6
2-2	課題	7
2-3	第3期に向けた、推進計画の見直し方針	8
第3章	計画の基本理念・取組方針・施策	9
3-1	基本理念	9
3-2	基本理念を実現する取組方針	9
3-3	UD推進事業のイメージ	10
第4章	ユニバーサルデザインの推進の仕組み	11
4-1	施策の継続的な点検・評価・改善(スパイラルアップ)	11
4-2	ユニバーサルデザイン環境整備審議会と庁内推進体制との連携	12
4-3	UD推進に向けた協働体制	13
4-4	UD推進事業への区民参加と協働(事例)	14

第1章 はじめに

1-1 策定の背景

世田谷区（以下「区」という。）は、昭和57年より区民、事業者、関係団体と協働して、社会の様々な障壁（バリア）をなくす施策を進め、平成7年に「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」（以下「いえ・まち推進条例」という。）を制定しました。その後、少子高齢社会、人口減少社会を迎えたことで、これまでの歩みをより強く確実なものにし、更に年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、すべての区民が可能な限り公平に社会参加し、自立できる生活環境の実現が求められるようになりました。

こうした状況の中、社会における様々なバリアをなくすにとどまらず、すべての区民の基本的な人権が尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる社会を築くための「ユニバーサルデザイン※1」（3頁解説）の考え方に基づく取組みを推進するために、平成19年に「いえ・まち推進条例」の理念を継承して発展させ、新たに「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」（以下「ユニバーサルデザイン推進条例」という。）を制定しました。

ユニバーサルデザイン推進条例の制定後、その理念を具現化するために、平成21年に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定して目標、基本方針のもとに6年間、各施策・事業を実施し、その後平成27年より10年間の計画で、推進計画（第2期）を策定し、各施策事業を実施してきました。

推進計画においては毎年度、各施策・事業の状況を点検し、評価と改善を行うスパイラルアップ※2（3頁解説）の仕組みを取入れ、ユニバーサルデザインの取組みを着実に進めてきました。

第2期計画期間中には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」の改正が行われ、ソフト面の対策強化や心のバリアフリーの取組みの推進、移動等円滑化促進方針に関する制度が追加されました。

また、これまでのユニバーサルデザインの取組みが評価され、令和元年10月に先導的共生社会ホストタウンに認定されたことを受け、更なる共生社会の実現を目指す方針として、バリアフリー法に基づく促進方針制度を活用し、令和5年6月に「世田谷区移動等円滑化促進方針」（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を策定しました。

これまでの取組みに磨きをかけるとともに、新たな社会の変化による課題を踏まえ、移動等円滑化促進方針と推進計画の取組みを連携させながら、一体的なユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、共生社会※3（3頁解説）の実現を目指していくため、平成30年度に策定した「推進計画（第2期）後期」を見直し、「推進計画（第3期）」を策定します。

1-2 推進計画とは

すべての区民が個人として尊重され、共に支えあいながら、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくことができるように、区、区民、事業者及び関係団体が協働しながら、だれもが利用しやすい生活環境※4（3頁解説）の整備を推進していくための具体的な計画である。

1-3 目的

世田谷区は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき生活環境の整備を進めてきた。

これまでの取組みを一層推進するとともに、今後は、LGBTQなど多様性の尊重や、社会的変化に伴う多様なニーズに対応した、共生社会の実現を目的とする。

※1 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境にする考え方をいう。

これまでのバリアフリーの取組みは、高齢者や障害者等が生活を営む上での様々なバリア（物理的、制度、文化・情報、意識等）のすべてを取り除くことが目的であったが、あらかじめ多様なニーズを想像し、「バリアを最初から作らない」、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、区は生活環境の整備を進める。

※2 スパイラルアップ

「点検⇒事後評価⇒改善して事業へ反映」の手順を繰り返し、継続的な発展をめざす方法のこと。

※3 共生社会

障害の有無等にかかわらず、だれもが、相互に人格や個性を尊重し支えあい、社会のあらゆる活動に参加し、自己実現できる社会をいう。

※4 生活環境の整備

「公共的施設及び住宅の構造、設備等並びに情報及びサービスの提供について適切な措置をとること」とユニバーサルデザイン推進条例第2条で定めている。

なお、公共的施設とは、区立施設だけではなく病院、店舗、学校、道路、公園等の多くの人々が利用する施設をいう。

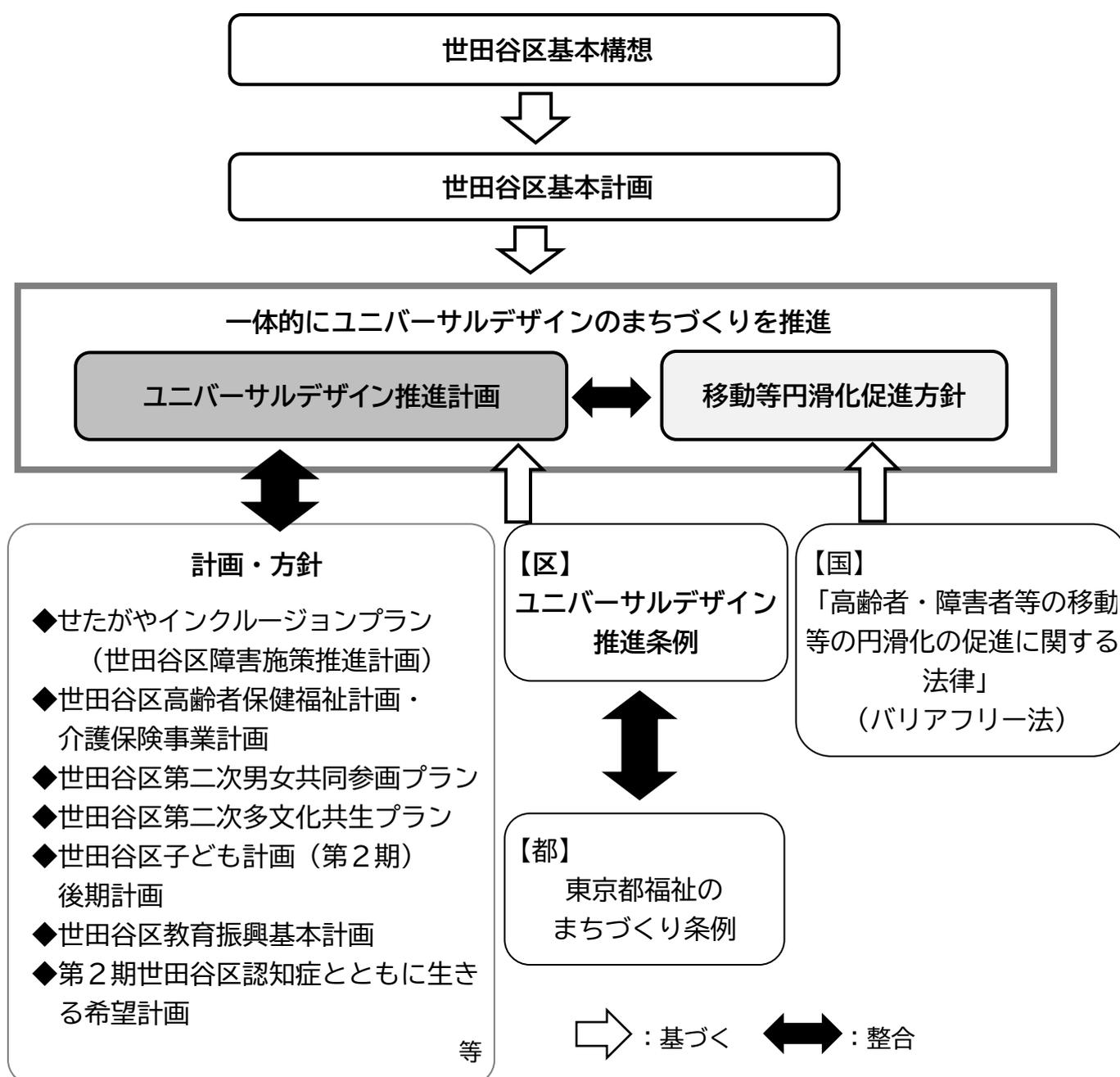
1-4 計画の位置付け

(1) 各計画との関係

推進計画は、「ユニバーサルデザイン推進条例」第7条第1項に定める、生活環境の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画である。

区の上位計画である「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」に示されたビジョンや基本方針等を踏まえるとともに、他の行政計画との連携・整合性を図るものとして位置付ける。

また、「移動等円滑化促進方針」と一体的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく。



(2) 推進計画に定める事項

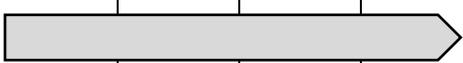
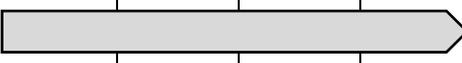
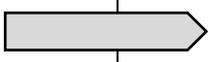
推進計画に定める事項は、ユニバーサルデザイン推進条例第7条第2項において、次のとおり定められている。

- ・生活環境の整備に関する目標
- ・生活環境の整備に関する重点施策
- ・その他生活環境の整備に関する重要事項

1-5 計画の期間

第3期計画は、令和7年度から令和16年度までの10年間の計画とする。

なお、前期計画4ヶ年、後期計画4ヶ年、調整期間2ヶ年とし、社会状況の変化等を捉えながら中間見直しを行い、推進する。

前期計画 4ヶ年				後期計画 4ヶ年				調整期間 2ヶ年	
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
									
									
									
			見直し				見直し		見直し

第2章 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)の考え方

*ユニバーサルデザインを一部UDと表記

2-1 社会の変化

UD推進計画(第2期) 期間中の社会の変化(平成27~令和6年度)

(1) ハード面のUD整備

- ・新築の公共的施設のUD整備が進んだが、一方で既存施設や小規模施設などのバリアフリー整備の必要性が求められた。

(2) 心のバリアフリーの取組み

- ・東京2020大会を契機に、小中学校や交通事業者等を中心に心のバリアフリーの取組みが進んでいる。

(3) 「新しい生活様式」の浸透

- ・新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経て、感染症予防に係る行動やICTの活用が家庭においても普及し、在宅就労等の新しい生活様式が浸透した。

(4) 少子高齢化、外国人居住の増加等

- ・多様なニーズが増え、だれもが公平・平等に情報やサービスの提供が受けられることの重要性が、より高まってきた。

(5) 「世田谷区移動等円滑化促進方針」の策定

- ・バリアフリー法に基づく本方針を令和5年6月に策定し、UD推進計画と一体となって世田谷区のUDのまちづくりを推進する。

(6) 障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の義務化

- ・障害者差別解消法(平成28年4月施行)及び同法に基づく都条例の制定(平成30年)により、都内における障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供が義務となった。世田谷区においては令和5年1月に世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例が施行された。

(7) 大規模災害の発生

- ・各地で大規模な地震や台風、集中豪雨による被害が発生し、世田谷区においても災害に関する情報発信や、避難所等においてUD整備が求められた。

2-2 課題

社会的課題

(1) 公平・平等な社会参加を推進するための社会的障壁の除去

- ・引き続き、公共的施設のUD整備が必要である。
- ・既存施設や小規模施設のUD整備を進める必要がある。
- ・駅や商店街等、生活関連施設からの経路なども含め、まちの一体的なUD整備を進める必要がある。

(2) ICTの普及に伴う配慮

- ・ICTによる情報発信・取得の普及が進み利便性が高まったが、一方でICTを利用することができない人が取り残されないよう、配慮が必要である。

(3) 心のバリアフリーの普及

- ・UDの普及や人材の育成も含めて、子どもから大人まで途切れることなく心のバリアフリーの普及に取り組む必要がある。

(4) UD推進における区民等との協働

- ・UDのまちづくりは、多様な視点が求められることから、区、区民、事業者（商店、鉄道事業者等）及び区内活動団体（NPO、地域活動団体等）が協働して取り組む必要がある。

UD推進事業の取組み

(1) UD推進計画（第2期）における、施策・事業のスパイラルアップ

- ・UDのまちづくり推進に必要な施策・事業は、継続的な事業の推進が必要である。また、より効果的に施策・事業を進めるため、適宜、スパイラルアップの手法を見直す必要がある。
- ・UDの考え方やUD推進計画等の取組みを、区民へより一層周知していく必要がある。
- ・公平・平等な社会参加を実現するために、施設整備とともに情報やサービス、意識等を含めた社会的障壁の除去に関する取組みを、UD推進事業に取り入れる必要がある。

(2) 区民参加と協働の推進

- ・UDに関するイベントや講座への区民参加の機会を増やし、様々な世代や地域へ啓発を行う必要がある。
- ・区民、事業者及び区内活動団体等と連携してUDのまちづくりを進めるため、UDへの理解が深い人材を増やし、活躍の場を広げる必要がある。
- ・施策・事業に様々な区民意見を取り入れるため、区民との協働の機会をより設ける必要がある。

(3) UD推進事業所管との連携

- ・UD推進事業に係る事業所管課が連携して、事業を推進していく必要がある。

2-3 第3期に向けた、推進計画の見直し方針

- (1) だれもが公平・平等に利用でき、社会参加できるように、社会的障壁の除去に取り組む
- ・ハード面の整備とともに、ハード整備だけでは対応できない部分について「合理的配慮」の提供が求められることから、特にUD整備を進めにくい既存施設、小規模施設での合理的配慮の提供の普及に重点的に取り組む。
- (2) 地域の一体的なUD整備に取り組む
- ・地域の一体的なUD整備には、多様な関係者の参加が必要なため、区、区民、事業者及び区内活動団体間の連携を進める。
 - ・移動等円滑化促進方針に基づく取組みは、全区的に展開できるようにする。
- (3) 区民等への情報発信等に取り組む
- ・区民等へUDに関する取組みをより一層周知していくため、取組みのプロセスや成果の見える化（情報発信）や、だれもが情報を取得できるように取り組む。
- (4) 区民等の参加と協働の機会の創出に取り組む
- ・だれもがUDを自分の問題として捉えられるよう、UDの普及啓発・理解促進を図るため、参加の場をより一層広げる。
 - ・区民等と協働してUD推進事業に取り組むため、UDに興味関心のある区民を増やすとともに、活躍の場を広げる。

コラム UDを広げる取組み

区では、まちのバリアフリー整備を進めるだけでなく、心のバリアフリーを推進し、公平・平等に使えるまちを推進するため様々な冊子を発行しています。



調整中

ユニバーサルデザインって何だろう？

ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクター「せたち」がまちで出会った人たちに、どのような手助けや気配りが必要なのか、一緒に考え、学ぶ冊子です。
ホームページでは英語版もあります。

第3章 計画の基本理念・取組方針・施策

基本理念とともに、基本理念を実現する取組方針と施策・事業を示します。

3-1 基本理念

社会における様々な障壁（バリア）をなくすにとどまらず、すべての区民の基本的な人権が尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に公平・平等に参加できるまちづくりをめざす。

3-2 基本理念を実現する取組方針

取組方針1 だれもが利用できるユニバーサルデザインの まちづくり

- ・だれもが自由に移動でき、公平・平等に利用できる生活環境の整備を行い、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりに取り組みます

取組方針2 ユニバーサルデザインによる情報の発信・取得

- ・だれもが公平・平等に情報を受け取り、サービスが利用できるよう、情報発信の手法の多様化を進め、取り残されることなく情報を取得できるよう取り組みます

取組方針3 参加と協働でユニバーサルデザインの まちづくり

- ・区民等の参加の場をより一層増やし、引き続きユニバーサルデザインの理解促進・普及啓発に取り組みます
- ・生活環境の整備にあたっては、多様なニーズを反映させるために、区民等との協働に取り組みます

3-3 UD推進事業のイメージ

施策の分類	事業
① 区立施設のUD整備推進	施策に基づき、 事業所管課で設定 (素案で検討)
② UDによる移動サービスの充実	
③ UDによる道路環境の整備	
④ 公園緑地等のUD整備	
⑤ 民間施設等へのUD支援	
⑥ UD情報の蓄積	
⑦ UDによる情報発信・取得	
⑧ UDの普及啓発	
⑨ UDの担い手づくり	
⑩ UDの取組みの推進	

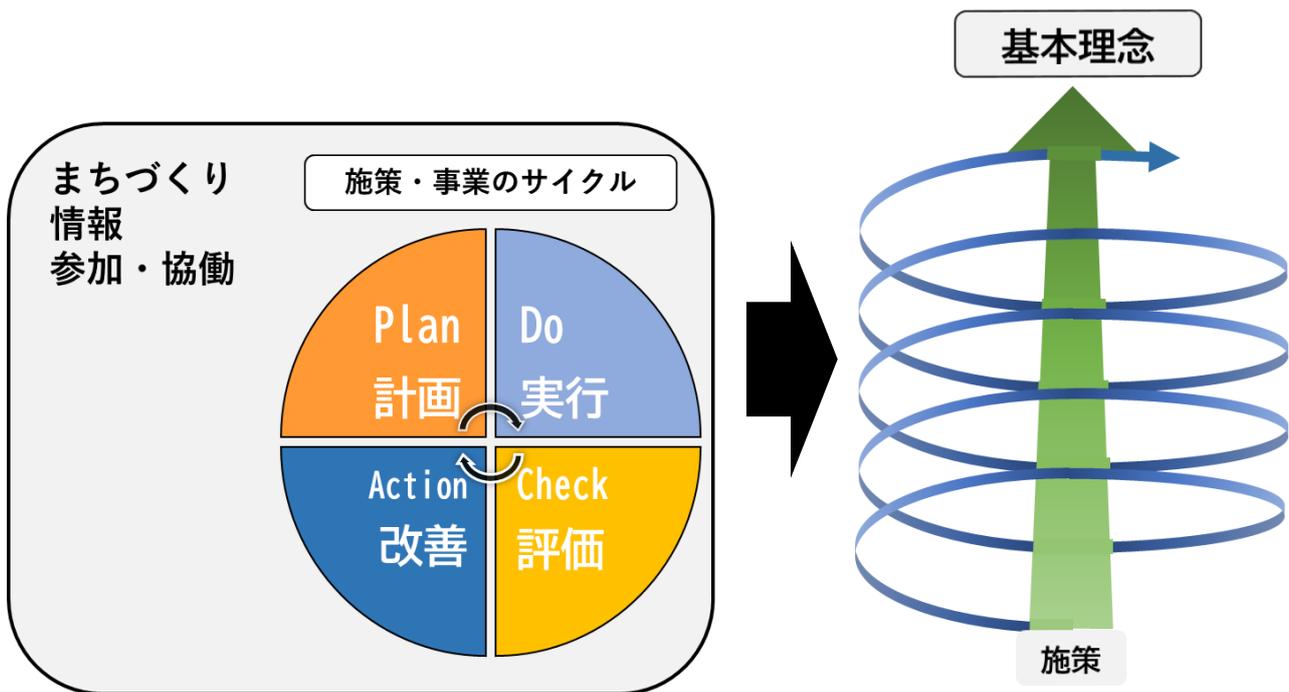
第4章 ユニバーサルデザインの推進の仕組み

4-1 施策の継続的な点検・評価・改善（スパイラルアップ）

これまでの推進計画で実施してきた施策・事業のスパイラルアップ（点検・評価・改善）の取組みを継続して行い、生活環境の整備を進めていきます。点検する施策・事業については、年度ごとに重点的に行うものを検討し、他の施策と連携しながらテーマに沿った展開をはかるようにしていきます。

スパイラルアップの取組みは、各施策でPDCAサイクルを進めるとともに、基本理念を達成するために、区民の参加・協働の機会を捉え、幅広い視点からの意見を取り入れながら、行っていきます。

※スパイラルアップのイメージ図

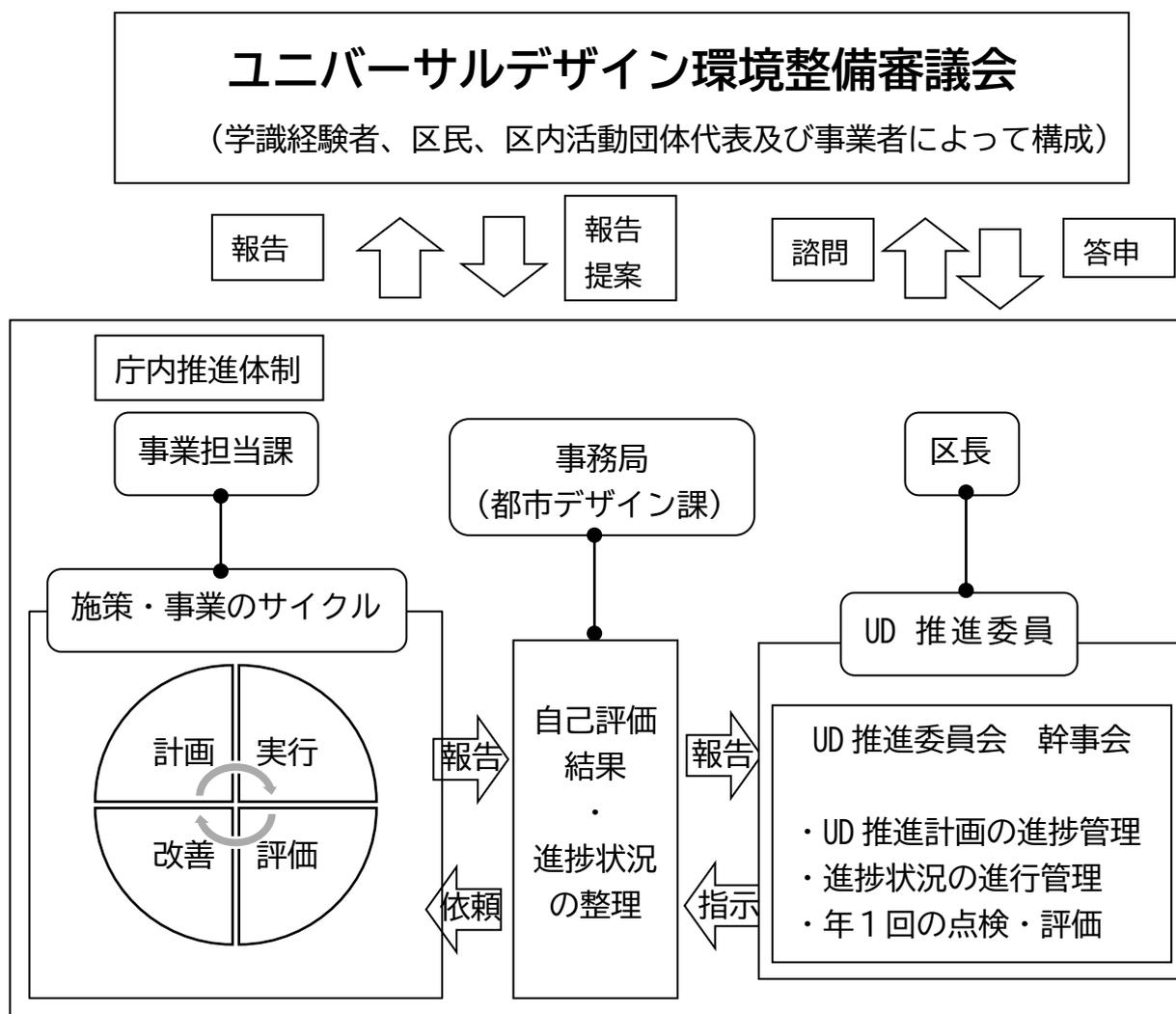


「まちづくり」、「情報」、「参加・協働」に基づいた取組みをスパイラルアップさせ、基本理念の達成に向けユニバーサルのまちづくりを推進させる。

4-2 ユニバーサルデザイン環境整備審議会と庁内推進体制との連携

ユニバーサルデザイン環境整備審議会は、だれもが公平・平等に利用できる生活環境の整備を進めるため、区の事業担当課、事務局（都市デザイン課）と連携しながら、ユニバーサルデザイン推進事業の実現に向けて所管から推進計画で定められた事業の報告を受け、報告に対し講評・提案を行います。

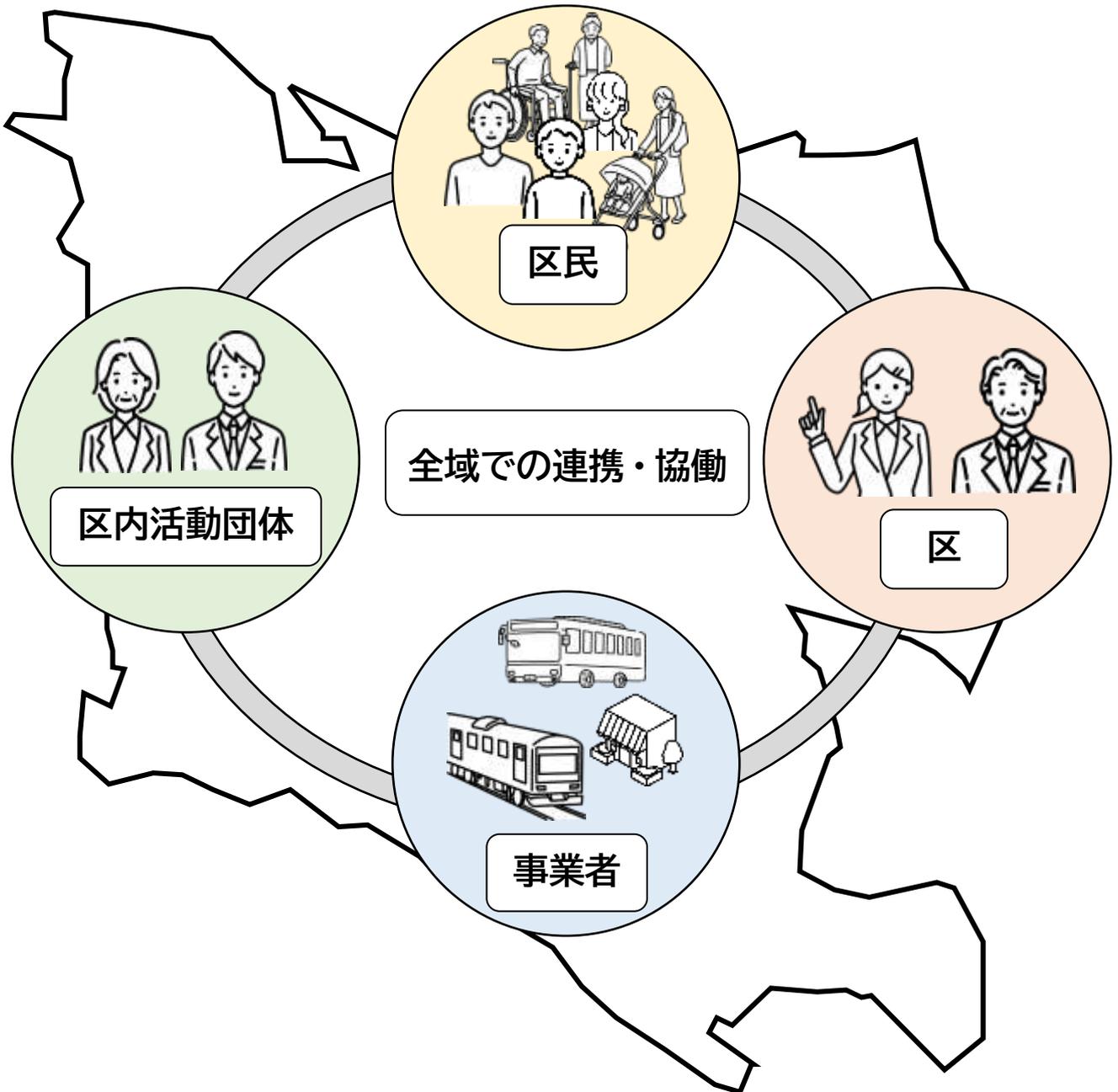
また、全庁的な推進体制として、ユニバーサルデザイン推進委員会が設置され、推進計画の進捗管理等を行うことでユニバーサルデザイン環境整備審議会と連携し施策の展開をはかります。



4-3 UD推進に向けた協働体制

区、区民、事業者(商店、鉄道事業者等)及び区内活動団体(NPO、地域活動団体等)が連携・協働し、ユニバーサルデザインの推進、普及啓発に努める。

世田谷区全域でのユニバーサルデザインの推進・普及啓発



※UDの協働体制のイメージ図

4-4 UD推進事業への区民参加と協働（事例）

（1）参加

UD普及啓発

- ・ 毎年テーマを変え、UDの生活環境の整備に関するワークショップを行っている。令和5年度は「障害の社会モデルの視点で考える心のバリアフリー」、「聴覚障害者の情報保障から情報のユニバーサルデザインを考える」の、全2回のワークショップを行った。（要約筆記、手話通訳による情報保障を行った）



写真 1：要約筆記による情報保障



写真 2：専門家による UD 講義

意見交換会

- ・ 第3期計画策定に先立ち、令和5年9月9日に区民意見交換会を行った。



写真 3：意見交換前の UD 講義



写真 4：意見交換会の様子

（2）協働

まち歩き

- ・ 明正小学校の児童と共に、学校周辺のUD点検を世田谷区視力障害者福祉協会の協力のもと行い、通学路の危険箇所や視覚障害者誘導用ブロック破損場所などを確認した。



写真 5：まち歩きの様子



写真 6：まち歩き後の改善

意見交換会の記録

日時：2023年9月9日（土）13時～16時15分

場所：保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）研修室C

参加者：区民・UDサポーター（27名）、審議会委員（4名）、
UDアドバイザー（1名）、都市デザイン課・事務局（12名）

1-1 無作為抽出条件

世田谷区に在住の16歳以上の区民。
日本国籍の方だけではなく、外国籍の方の意見も取り入れる目的で、日本国籍600名、外国籍200名という設定。

1-2 意見の記録

意見の分野		意見の要旨
1 UD推進計画関連	1-1 UD推進計画	<ul style="list-style-type: none"> UDは分野を限らず幅をひろげ、対象を広く考えることが必要。 本当に「すべての人」にきちんと対応する計画にしたい。 もっと多くの区民から意見を集める。
	1-2 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 今後10年の課題は「少子高齢化」である。人手不足への対応と子どもを産みたい環境づくりが必要。 世田谷区の良さを障害者や高齢者など、だれもが同じように感じられること、またそれを享受できると良い。 多様な人に対する立場や状況、相互理解が重要。 UDが社会の普通になるようにする。
意見の分野		意見の要旨
2 多様な区民への配慮・視点について	2-1 区民への対応の基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> 区民の多様なニーズの把握と理解が必要。またライフステージによりニーズは異なる。 マイノリティに対応することは良いことだと思うが、マジョリティの理解を得ることも必要。 障害という見方ではなく「〇〇のサポートが必要な人」と理解する。障害の有無を問わず誰でもサポートを受けていることを理解する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・区民とのコミュニケーションや合意をベースにしたユニバーサルデザインとする。
	2-2 子どもの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの視点や意見を反映させる。 ・大人が代弁するのではなく、子ども自身の声がUDに反映される仕組みが必要ではないか。
	2-3 ベビーカー連れの親子の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカー連れの外出時には「授乳、おむつ替え、入店の可否」等の事前確認が必要。受け入れや対応してもらえる施設が少なく、自由に外出し難い。 ・ベビーカー連れの人に対応しているお店などを案内する「ママパパマップ」というアプリがあり、重宝している。
	2-4 外国人の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の人がいることを前提にした対応やサービス提供が必要。 ・例えば、まち中の案内サインの表記を多言語にする、西暦表記、借家手続きの支援、外国居住や就労のストレス対応等も課題なる。
	2-5 高齢者・障害者理解	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の行動、動作の特性の理解と支援の体制が必要。支援があると社会参加でき活躍できる。 ・行動や動作の特性とは、ふらふら歩く、動作がゆっくり、理解がゆっくりなど。
	2-6 多様な人と文化についての理解	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人の理解と寛容な対応ができる“マインドチェンジ”が求められている。 ・外見から分からない障害の人や性的マイノリティの人に対しての偏見をなくす、タトゥー文化を受入れる、等。
意見の分野		意見の要旨
3 まちのUD環境整備（ハード面）	3-1 歩行環境／歩道、街区道路、視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが安全に歩ける道づくり。 例えば、歩道の切り下げ、休憩用ベンチ、上下階移動用のエレベーター増設、狭い道では一方通行の検討。 ・車椅子の車輪に引っ掛からない、雨でも滑らない誘導用ブロックの改善。
	3-2 自転車利用・自転車レーン	(1) 歩道走行 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車が安全にスムーズに移動できるまちがよい。 ・車道の自転車レーンが怖いので、歩道を走らざるを得ない。しかし歩行者にとって自転車は怖い。 ・聴覚障害者やパッと動けない高齢者や片麻痺の人などは自転車を避けることができず危ない。
		(2) 自転車レーン <ul style="list-style-type: none"> ・自転車レーンがあっても、路上駐車している車があると危険。 ・ルールを知ってもらうには、既存のパンフレットの活

		用などの啓発が必要。
		(3) 狭い道路での自転車と歩行者の共存 ・そもそも狭い道路では、歩行者と自転車の共存が危ない、車椅子使用の人も同じではないか。
	3-3 公園	・公園整備は多世代が楽しめるUDの考えを入れて事業を進める。 ・例えば、トイレのUD化、インクルーシブ遊具・触れて楽しめる遊具の設置、点字表示を増やす等。
	3-4 公共的な施設のあり方	・公共施設のトイレの整備を進化させる。 ・例えばバリアフリートイレの設置、ジェンダーレス（男女共用）のトイレの設置など。
意見の分野		意見の要旨
4 公共交通機関 (電車、バス)	4-1 バス	・バス交通の利便性を高める。 ・例えば、南北移動の足、きめ細かい路線、遠慮なくベビーカーで乗れる意識醸成等。
	4-2 電車	・駅のアナウンスは、文字でも情報提供して頂きたい。 ・聴覚障害者対応や聞こえにくい高齢者、日本語が分からない外国人対応などが必要。
意見の分野		意見の要旨
5 Web、オンラインシステム等		・Web、オンラインシステムの活用。 ・情報入手・情報提供、行政手続き等、生活全般にオンラインシステムの活用が必要。 ・情報セキュリティ対応も必要。
意見の分野		意見の要旨
6 人の行動、態度、合理的配慮	6-1 就労環境の整備	・就労環境のUD化。 ・例えば職場までの移動手段、職場のBFトイレ整備などが必要。
	6-2 声かけ	・声をかける・廻りの人に聞く。 ・日本では困っている人を見かけても知らない人に声をかけることをしない。 ・海外では気軽に声をかけて来る。
	6-3 人的対応・人の行動	・寛容になり、手伝う。 ・公共の場所での乳児の「泣き声」に寛容になろうという、「泣いてもいいよ」と書いたステッカーを世田谷区で配布している。 ・海外では何かあればすぐに助けてくれる。日本ではまわりの人の行動が少ない。 ・事業者が行う「合理的配慮」は「平等・人権」を守ることにつながる。
	6-4	・多様な人のニーズを知る機会があると、そこから想像が

	気付き、想像、コミュニケーション	<p>できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティも多様な区民の生活を支える上で有効。 ・色々な人と話していく中で地域愛が生まれた。地元の人とのコミュニティは大切。テーマを持ったコミュニティ活動に区の支援があるとよい。 ・外国人が参加しやすいコミュニティ活動も有効。
	6-5 伝える場、相談する場	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアやバリアフリー、UDについて相談や発言できる仕組み、対話できる機会や場があるとよい。 ・気になっていることや気づいたことを伝える場があると、ニーズに対応した支援ができるようになる。
	6-6 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・区は区民に情報発信し情報を届ける。 ・特に外国人に生活のルールを伝えるための分かりやすいパンフレットがほしい。 ・分かりやすい情報、見やすい情報に加工する。
意見の分野		意見の要旨
7 啓発（教育・研修）、連携、コミュニケーション	7-1 子どもの教育	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の授業で、UDについて取り上げる。 ・障害のある子と一緒に生活できるのがよい。自然に手助けできるようになる。 ・人生経験の豊富なシニアが、社会のことを子どもたちに教えたり、外国の方が海外のことを伝えたり。そうした交流の場が地域にあるとよい。
	7-2 大人の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・大人が障害やUD、「人権・尊厳・平等」を学べる場が必要。 ・大人のマインドチェンジが必要。例えば障害者の就労についての理解や職場での寛容な態度ができるようになるには、やはり研修が必要。 ・教員が発達障害等の行動特性を知っていたら対応も考え方も変わる。例えば、見えない障害者への対応について、教育現場の人（先生、講師）にも伝わっていないのは問題。